

改正

平成17年9月26日条例第61号
平成23年6月22日条例第16号
平成27年6月19日条例第28号
平成29年3月22日条例第10号
令和7年3月28日条例第8号
令和7年3月28日条例第16号

土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について必要な規制を定めることにより、市民の生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除くものをいう。
- (2) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）をいう。
- (3) 埋立て等区域 土地の埋立て等を行う土地の区域をいう。
- (4) 宅地造成等 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。第7条において「盛土規制法」という。）第10条第1項に規定する宅地造成等をいう。
- (5) 特定有害物質 鉛、砒（ひ）素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして市規則で定めるものをいう。

(土地の埋立て等を行う者の責務)

第3条 土地の埋立て等を行う者は、土地の埋立て等を行うに当たっては、埋立て等区域及びその周辺の地域における土壤の汚染及び土砂等の流出を未然に防止する等、当該埋立て等区域及びその周辺の地域的生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(土砂等を発生させる者等の責務)

第4条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合にあっては、当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

2 土砂等を運搬する事業を行う者は、土地の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、廃棄物の混入した土砂等又は土壤の汚染若しくは崩落、飛散若しくは流出の発生のおそれのある土砂等を運搬することのないよう必要な配慮をしなければならない。

(土地の所有者の責務)

第5条 土地の所有者は、その所有する土地を土地の埋立て等を行う者に使用させる場合にあっては、当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、市の区域内における土地の埋立て等の状況を把握し、茨城県その他の関係機関と協力して土地の埋立て等が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(土地の埋立て等の許可)

第7条 埋立て等区域の面積が3,000平方メートル以下である土地の埋立て等を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する土地の埋立て等については、同項の規定は適用しない。

- (1) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であつて、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの
 - (2) 国又は地方公共団体が行う土地の埋立て等
 - (3) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可に係る土地の埋立て等及び同法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の規定による届出に係る土地の埋立て等並びに盛土規制法第12条第1項の許可に係る土地の埋立て等を除く。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める土地の埋立て等
- 3 第1項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に市規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 土地の埋立て等の目的
 - (3) 埋立て等区域の位置
 - (4) 埋立て等区域の面積
 - (5) 土地の埋立て等を行う期間
 - (6) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者
 - (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所
 - (8) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量
 - (9) 土地の埋立て等の施工（盛土規制法第12条第1項の許可に係る土地の埋立て等にあつては、当該許可に係る宅地造成等の施工を除く。以下同じ。）に関する計画
 - (10) 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止（盛土規制法第12条第1項の許可に係る土地の埋立て等にあつては、当該許可に係る宅地造成等に伴う埋立て等区域の周辺の地域の災害の防止を除く。以下同じ。）に関する計画
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
（土地の所有者等の同意）

第8条 申請者は、あらかじめ、市規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、前条第3項第1号から第10号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

- 2 前項の同意のほか、申請者は、あらかじめ、市規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域に隣接する土地の所有者、占有者、管理者及び居住者に対し、前条第3項第1号から第10号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。ただし、当該事項を説明できないこと及び当該事項に同意を得ることができないことについて特別な理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（住民への周知）

第9条 申請者は、あらかじめ、市規則の定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域の周辺の住民に対し、当該土地の埋立て等の概要を周知させるよう努めなければならない。

（許可の基準）

第10条 市長は、第7条第1項の許可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の性質、特定有害物質による汚染の状態及び水素イオン濃度指数が市規則で定める基準に適合しているものであること。
- (2) その土地の埋立て等の施工に関する計画が市規則で定める技術上の基準に適合しているものであること。
- (3) その埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が市規則で定める埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準に適合しているものであること。
- (4) その土地の埋立て等に用いる土砂等が発生場所から直接搬入されるものであること。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。
- (5) その申請をする者（申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあつては、

その施工する者を含む。)が次のいずれにも該当しないこと。

ア 第21条の規定により許可を取り消され、かつ、当該取消しの日から5年を経過していない者

イ 第21条又は第22条第2項の規定による土地の埋立て等の停止命令の期間を経過していない者

ウ 第22条第1項の規定による土地の埋立て等の中止命令を受けている者

エ 第22条第1項又は第2項の規定による土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置命令を受けている者

オ その他市規則で定める要件に該当する者

(6) その土地の埋立て等に用いる土砂等が茨城県内で発生したものであること。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(許可の条件)

第11条 市長は、第7条第1項の許可をするに当たっては、土地の埋立て等を行う期間を1年を限度として許可するものとし、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な限度において、条件を付することができる。

(変更の許可等)

第12条 第7条第1項の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、同条第3項第2号又は第4号から第10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、市規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、市規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前2条の規定は、前項の許可について準用する。

3 許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったとき又は第7条第3項第1号若しくは第11号に掲げる事項に変更があったときは、市規則で定めるところにより、その日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(着手の届出等)

第13条 許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定める期日までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 当該許可に係る土地の埋立て等に着手するとき。着手する日の7日前

(2) 当該許可に係る土地の埋立て等を完了したとき。完了した日から15日以内

(3) 当該許可に係る土地の埋立て等を廃止し、又は休止したとき。廃止し、又は休止した日から15日以内

(4) 休止した当該許可に係る土地の埋立て等を再開するとき。再開する日の7日前

2 市長は、前項の届出(同項第2号又は第3号に係るものに限る。)があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土地の埋立て等が当該土地の埋立て等に係る第7条第3項の申請書に記載された土地の埋立て等の施工に関する計画(前条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第22条第2項第1号において同じ。)及び埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画(前条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第22条第2項第1号において同じ。)に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。

(埋立て等に使用された土砂等の量の報告)

第14条 許可を受けた者は、市規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る埋立て等に使用された土砂等の量を市長に報告しなければならない。

(土壌の調査及び報告)

第15条 許可を受けた者は、市規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る埋立て等区域内の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

(許可に基づく地位の承継)

第16条 許可を受けた者が当該許可に係る土地の埋立て等の権原を譲り渡し、又は許可を受けた者について相続、合併若しくは分割(当該許可に係る土地の埋立て等を行う権原を承継させる者に限る。)があったときは、当該許可に係る土地の埋立て等の権原を譲り受けた者又は相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の合意により当該土地の埋立て等を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分

割により当該土地の埋立て等を行う権原を承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、市規則で定めるところにより、その日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(施工管理者の設置等)

第17条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者(次項において「施工管理者」という。)を置かなければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

(標識の掲示)

第18条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域内の見やすい場所に、市規則で定めるところにより、氏名又は名称その他の市規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(帳簿への記載)

第19条 許可を受けた者は、市規則で定めるところにより、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の市規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

(書類の備付け及び閲覧)

第20条 許可を受けた者は、市規則で定めるところにより、当該許可に係る第7条第3項の申請書の写し、前条の帳簿その他市規則で定める書類を当該許可に係る埋立て等区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え付け、当該土地の埋立て等に関し埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(許可の取消し等)

第21条 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

(1) 第12条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第7条第1項又は第12条第1項の許可を受けたとき。

(3) 第11条(第12条第2項において準用する場合を含む。次条第2項において同じ。)の規定により第7条第1項又は第12条第1項の許可に付した条件(次条第2項の規定による変更があった場合にあつては、その変更後のもの。同項において同じ。)に違反したとき。

(4) この条又は次条第2項の規定による命令に違反したとき。

(措置命令等)

第22条 市長は、第7条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者に対し、その土地の埋立て等の中止を命じ、又は期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、第11条の規定により第7条第1項又は第12条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(1) 土地の埋立て等が第10条第1号の基準又は当該許可に係る第7条第3項の申請書に記載された土地の埋立て等の施工に関する計画若しくは埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に適合していないと認めるとき。

(2) 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全又は災害の防止のため緊急の必要があると認めるとき。

3 市長は、前2項の規定により、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去を命じられた者により土地の埋立て等が行われた埋立て等区域の土壌が第10条第1号の基準に適合せず、当該埋立て等区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めるときは、茨城県知事にその旨を通報するものとする。

(協力要請)

第23条 市長は、埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、土地の埋

立て等を行う土地の所有者その他土地の埋立て等の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土地の埋立て等を行う者に対し、土地の埋立て等に関して必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、埋立て等区域又は土地の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第25条 市長は、必要があると認めるときは、市規則で定めるところにより、第21条の規定に基づき第7条第1項若しくは第12条第1項の許可を取り消された者又は第21条若しくは第22条第1項若しくは第2項に定める命令に従わない者の氏名、違反の事実その他市規則で定める事項を公表することができる。

(手数料)

第26条 第7条第1項又は第12条第1項の許可を受けようとする者は、土浦市手数料条例(平成12年土浦市条例第19号)に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(罰則)

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項又は第12条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者
 - (2) 第21条又は第22条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
- (1) 第14条、第15条又は第24条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (2) 第24条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- (1) 第12条第3項、第13条第1項又は第16条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第18条の規定に違反した者

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。
(土浦市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の廃止)
- 2 土浦市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例(平成3年土浦市条例第42号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第3条第2項第2号の規定により旧条例の適用を除外される旧条例第2条第2号に規定する事業(以下「事業」という。)として、当該土地の埋立て等を行っている者(第7条第1項の許可を必要とする土地の埋立て等を行っている者に限る。)は、この条例の規定にかかわらず、平成16年12月31日までは、当該土地の埋立て等を行うことができる。その者がその期間内に第7条第1項の許可の申請をした場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定による許可を受けて事業を行っている者は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成16年12月31日までは、なお従前の例により当該土地について事業を行うことができる。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。
- 5 前項の場合において、同項に規定する者の行う事業については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際又は付則第4項の期間経過の際現に発せられている旧条例第13条の規定に基づく勧告並びに旧条例第14条、第15条、第16条第2項及び第18条第2項の規定に基づく命令は、なお効力を有する。
- 7 この条例の施行前にした行為、付則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる土地の埋立て等に係るこの条例の施行後にした行為及び前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(新治村の編入に伴う経過措置)
- 8 新治村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、新治村土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例(平成6年新治村条例第1号。以下「新治村条例」という。)第5条の規定による事業の許可を受けた者は、この条例の規定により、土地の埋立て等の許可を受けた者とみなす。
- 9 編入日において、現に旧新治村の区域内で埋立て等区域の面積が300平方メートル以上500平方メートル未満である土地の埋立て等を行っている者は、第7条の規定により、編入日から起算して30日以内に市長の許可を受けなければならない。
- 10 編入日前にした新治村条例に違反する行為に対する罰則の適用については、新治村条例の例による。
(土浦市手数料条例の一部改正)
- 11 土浦市手数料条例(平成12年土浦市条例第19号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
付則(平成17年9月26日条例第61号)
この条例は、平成18年2月20日から施行する。
付則(平成23年6月22日条例第16号)
この条例は、平成23年10月1日から施行する。
付則(平成27年6月19日条例第28号)
この条例は、平成27年10月1日から施行する。
付則(平成29年3月22日条例第10号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成29年6月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第7条第4項の規定によりなされた申請に係る許可の基準については、この条例の規定による改正後の土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
付則(令和7年3月28日条例第8号抄)
(施行期日)
 - 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
 - 2 第1条の規定による改正前の土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(以下「改正前の土砂条例」という。)第7条第1項の許可を受けている者であって、この条例の施行の際現に当該許可に係る土地の埋立て等(土砂等(土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物を除くものをいう。以下同じ。))による土地の埋立て、盛土及び堆積(製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。)をいう。以下同じ。)に着手しているものに対する当該土地の埋立て等の規制については、第1条の規定による改正後の土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(以下「改正後の土砂条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる者がこの条例の施行後に改正前の土砂条例第12条第1項の許可を受ける場合における同条第2項の規定により準用する改正前の土砂条例第10条の適用については、同条第2号中「施工」とあるのは「施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この号及び次号において「盛土規制法」という。）第12条第1項の許可に係る土地の埋立て等にあつては、当該許可に係る宅地造成等（盛土規制法第10条第1項に規定する宅地造成等をいう。同号において同じ。）の施工を除く。）」と、同条第3号中「防止」とあるのは「防止（盛土規制法第12条第1項の許可に係る土地の埋立て等にあつては、当該許可に係る宅地造成等に伴う埋立て等区域の周辺の地域の災害の防止を除く。）」とする。
- 4 改正前の土砂条例第7条第1項の許可を受けている者であつて、この条例の施行の際現に当該許可に係る土地の埋立て等に着手していないものは、当該許可に係る埋立て等区域（土地の埋立て等を行う土地の区域をいう。以下同じ。）の面積が改正後の土砂条例第7条第1項の適用を受ける面積である場合には、この条例の施行の日に、同項の許可を受けたものとみなす。
- 5 この条例の施行前にされた改正前の土砂条例第7条第1項の許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものは、当該許可の申請に係る埋立て等区域の面積が改正後の土砂条例第7条第1項の適用を受ける面積である場合には、同項の許可の申請とみなす。
- 6 この条例の施行前にした改正前の土砂条例の規定に違反する行為及び付則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした改正前の土砂条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（令和7年3月28日条例第16号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
（罰則の適用に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
（人の資格に関する経過措置）
- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。